**いじめ重大事態に係る再調査報告書（概要）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**令和3年3月26日**

**第１　委員会の経緯、目的等**

**１　経緯と目的**

　　(１)平成30年１月、大阪府立学校いじめ防止対策審議会（大阪府教育委員会設置。以下「原審議会」という。）において、「いじめ重大事態に係る調査報告書」がまとめられ、２期に分かれる不登校期間のうち、平成27年11月16日以降の不登校（以下「第２期」という。）については、インターネット上でいじめが始まっていたとし、いじめと不登校の関連性を認めた。

　　(２)この報告書に対し、被害生徒代理人より、平成27年６月22日から10月26日までの不登校についても、いじめが原因と認定すべきとして、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第三十条第二項に基づき、知事に対し再調査を求める申し入れ書が提出された。

　　(３)知事は、同項の規定に基づき、再調査の実施を決定し、大阪府立学校等のいじめの重大事態に係る再調査委員会（以下「委員会」という。）に対し平成31年２月４日付け「大阪府立高等学校におけるいじめの重大事態に係る再調査について」により、次の事項を諮問した。

１．第１期（平成27年６月22日～10月26日）不登校前の部活内におけるいじめ行為の有無につ

いて

２．第１期（同上期間）不登校に対する１の影響の有無について

３．１、２に対する学校の対応の問題点について

４．再発防止の提言について

　**２　委員等**

　　・委員３名、専門委員２名を置いた。（巻末資料Ⅰを参照）

　**３　活動経過**

　　・平成31年２月４日以降、計34回開催した。（巻末資料Ⅱを参照）

　**４**　**調査方法**

　　・被害生徒及び保護者からの聴き取り、卒業生･教員等からの聴き取り、卒業生等へのアンケート

調査等を実施した。

　**５　いじめの定義**

委員会では、いじめに関する調査を行うにつき、前提とするいじめの定義は法第二条第一項のいじめの定義を採用した。法第二条は「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定めている。同条の定義は、いじめを早期に発見し、いじめの被害者を救済することを主眼としたものと考えられる。従って、同条の定義によるいじめが認定されたからといって、民事訴訟において、いじめによる不法行為の存在が認定されるわけではない。

　　　「加害者」とされる者の行為が「被害者」に認識されていなかった場合、同法第二条のいじめに該当するかについて当委員会の見解を述べる。法第二条の「心身の苦痛を感じているもの」との条項を文理的に解すれば、被害者が認識していない行為は含まれないと言える。この点は法令上明確な説明をしたものがない。但し、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」には「法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である」とされている。この趣旨は、全ての場合を「いじめ」と認定することは避けながらも、一定の場合には法第二条の「いじめ」と同視して指導する余地を残したものと考えられる。

　　　当委員会としては、この「基本的な方針」も参考にして、以下のように考える。

①問題となる行為をした生徒と、された生徒との人間関係（例えば力の強弱等）

②その当時の「加害生徒」の行動（例えば前後にいじめ行為が存在するか等）

③その行為を知れば「被害生徒」が傷つくと思われる行為かどうか

④「加害生徒の認識」（例えば被害生徒に苦痛を与えようとする意思の存在）

⑤その行為が「被害生徒」に知られる可能性の有無

等々を総合的に判断し、同法二条に定める「いじめ」と同一視するかを決定する。

**第２　認定した事実**

いじめに関する事実としては、被害生徒が部活で部長になってからの出来事と２年生の夏の遠征合宿での出来事を中心に述べることとした。本報告書では、いじめ問題としては、10月26日以前とそれ以降を通じて、全体的に捉えようと考えている。平成27年10月以降のツイッターによるいじめは後述するように極めて悪質で危険ないじめである。それより以前の被害生徒をめぐるツイッターやラインについては資料がなく、それらを検討することができない。しかし、平成27年10月以降の悪質ないじめが、何のきっかけもなくいきなり出現するとは考えにくい。平成27年６月22日より前に発生したいじめが、しだいにより悪質なものに変化していったと推認するのがもっとも合理的である。原調査はかなりの程度、平成27年10月27日以後（第２期）のツイッターによるいじめの実態を明らかにし、それによる被害生徒の深い傷つきにも触れている。しかし、このツイッターによるいじめは被害生徒を極限にまで追い詰める極めて危険なものであるとまでは認定していない。

当委員会は平成27年10月以降のいじめについても、入手できたツイッターの記録（その発信記録は合計して約600通に及んでいる）を綿密に分析し、その当時の被害生徒の心理状況を併せ考えることにより、そのいじめは極めて危険なものであると考える。このことは本件いじめ行為を２つの時期に分離せず、全体としてとらえることによって、より明瞭にとらえられる。

被害生徒は、平成26年12月に加害生徒に罵倒されたことが現在もフラッシュバックしていると主張しており、主治医の診断書によれば、平成26年12月から被害生徒の記憶が欠落しており、その時から大きなトラウマが存在すると考えられるとされているので、平成27年３月以前にいじめが存在した可能性はあるが、その時期まで調査し、事実を明らかにするのは困難と思われた。被害生徒は高校１年の時から罵倒されるなどのいじめを受けたと主張している。当委員会は高校１年生時のいじめの可能性を否定しているものではなく、調査が及ばなかったのである。

**１　平成27年６月22日前のいじめの存在**

（１）集団的サボタージュ

・部活について、被害生徒が部長になる前は、週３回の練習をほとんど休む者はいなかったが、被害生徒が部長になった後は、急に理由もないのに練習を休む部員が増えた。

・また、平成27年６月19日に部活の人間関係について悩んでいるとして、教員に相談していることからも、次第に部員の一部による批判、からかいが発生し、被害生徒が耐え難い苦痛を感ずるようになったのは、遅くとも６月19日前と推定できる。

・部員が部活動への参加をサボタージュしたことについて、1人が部活動に参加を拒否しただけでは、直ちにいじめと認定することはできないが、被害生徒に心理的苦痛を与えることを知りながら、他の生徒も自分と同様の行動をとることを知った上で、長期間サボタージュを繰り返すことは、加害生徒らが互いにサボタージュについて明白に意思を通じていなくてもいじめと認定する。

（２）悪口、暴言、からかい

・原審議会の行った部員らへの聴き取り及びアンケートの結果や６月19日に教員へ部活の人間関係について相談していたことなどから、遅くとも平成２７年６月19日には、被害生徒に対し、悪口、暴言、からかいなどのいじめが存在していたと推認する。なお、被害生徒の主治医の診断書によると同生徒の解離性健忘症の発症時期を平成26年12月頃としており、前述したとおり、いじめ行為がその頃から存在した可能性は否定できない。

**２　部活ノートへの落書き**

　・ある生徒が当時、部活用に使用されていたノートに、あざ笑う意味や否定的な意味を含む落書きを行った。約９か月後に、この生徒は、本件落書きで用いたのと同じ単語をいじめに関するツイッターの記載としてあげていることからも、本件の落書きは全くいじめと無関係とは考えられず、自分自身がいじめ行為をしたとの認識があったと思われる。

　・落書きをしたノートは部長である被害生徒が保管していた可能性が高いことから、落書きをした生徒は、その落書きが少なくとも被害生徒本人が見るものであると考えていた可能性が高い。この落書きは、被害生徒が見ることを予測した、被害生徒に対する侮蔑のメッセージであり、いじめと考えられる。

**３　合宿の帰途時のいじめ**

・２年生の夏合宿当時、体重が８ｋｇも減っており、練習も１ヶ月半もできていない状態の体力が弱っていた被害生徒に、部員らが大型機材を押し付けたこと、このとき明示の言動をもって押し付けたかどうかは不明であるが、少なくとも、部長の責任を感じていた被害生徒が、やむなく大型機材を持ち帰るのを他の部員も知りながら代わって持ち帰ると言い出さなかったことが推認される。被害生徒がその当時、部活内でからかわれ、反発され、孤立していた状況を併せ考えると、当該行為は、いじめの行為として認定されるべきものである。この部員らの行為を放置した教員らの対応は、部員らに彼らのいじめ行為を積極的に容認したとまでは言えないにしても、彼らのいじめ行為が教員に禁じられるものではないとの意識を持たせる結果となった。これらの教員の対応は、後日にツイッターによるいじめを激化させる一因になったと推認される。

**４　ツイッターによる攻撃**

・本件のツイッターでのいじめ行為は、極めて悪質で危険なものである。 ツイッターによるいじめについては、原審議会の報告書において、いじめと認定されているところだが、当委員会における調査に当たり、平成27年10月以降の加害生徒や被害生徒が発したツイッターは合計約600件に及んでおり、それらを綿密に再検討した。

　・本件いじめは部活動において、部員として当然予想されている練習、打ち合わせ（ミーティング）にわざと欠席し、被害生徒がまじめに活動しようと主張するのに対し、激しく反発し、悪口、暴言を述べ、被害生徒をからかい、仲間外れにすることから始まり、ツイッターによる悪質、危険ないじめに発展した。ツイッターによるいじめのあらましは、あだ名をつけてからかう、留年と馬鹿にする、退学を持ちだしてからかう、被害生徒の精神状態への攻撃、人権の否定、被害生徒が学校に来られるか来られないかを賭けにして楽しむなどである。

　・ツイッターによる被害生徒への攻撃は様々な形でなされたが、平成27年10月頃に既に過激な文言を投稿しており、学校から注意を受けた後も加害生徒らは反省せず、一部の加害生徒は、投稿によるいじめを継続しており、さらに悪質化していった。加害生徒及び加害生徒の保護者は、お互い様とか濡れ衣かのように主張している。

　**・**また、後に詳述するように学校は加害生徒及び加害生徒の保護者の主張を全て受け入れてしまい、彼らの考え違いを指導しようとしないばかりか、むしろ加害生徒らを安心させるような言動をしている。

**第３　長期不登校に対するいじめの影響**

**・**被害生徒の部長就任後、被害生徒のまじめな部活方針への反発から、各自の都合を優先して部活へ参加しようとしていた部員により始まった部活への欠席は、しだいに単なる欠席にとどまらず、被害生徒への攻撃、からかいに変化していった。そして、当初は、被害生徒へ同情的であったと思われる部員達も、傍観者となり、次第に、部員全体がいじめ構造に変化していく。加害生徒側の生徒らの認識としても、単なる部活のさぼりというものではなく、被害生徒への攻撃やからかいがあったと考えられる。

　　　・夏合宿においても、８ｋｇも体重が減少し、不登校（自宅に引きこもる状況）による体力低下状態で臨んだ被害生徒に対し、部員達には無理解や誤解があった。その結果、被害生徒は大型機材を自宅まで持ち帰ることとなった。大型機材をも加えた被害生徒のリュックの重量は３０ｋｇ近くなっていたと推測され、他の生徒の帰りの荷物の重量が２０ｋｇ以下であったと推測されるところから、もともとの体力不足に加え、非常に疲弊していた被害生徒にとっては異常な重さのリュックを持ち帰ったことになる。

　　　・資料のある平成27年10月から11月の加害生徒らのツイッターの内容を見ると、悪質ないじめであり、被害生徒を極限まで追い詰める内容である。同年10月以前にはラインやツイッターのいじめがなく、急に、10月から悪質ないじめが発生したと考えるより、むしろ、10月以前にもラインやツイッターによるいじめが存在していたと考えるほうがより自然である。夏合宿の終わりには既に「地獄」にいるような気分になるまでに追い詰められた被害生徒に、ツイッターによるいじめが追い打ちをかけた。

　　　・主治医の診断書によれば、被害生徒はうつ、ＰＴＳＤ、ＰＴＳＤに基づく解離性健忘症状を発症し、現在もそれらに苦しんでいる深刻な状況にある。解離性健忘症状は非常に大きな恐怖やストレスに見舞われた時に発生しやすいと言われている。なお、同診断書によれば、被害生徒は解離性健忘症の発症を平成26年12月とされており、被害生徒はその頃からいじめがなされていたと主張している。

　　　・平成27年11月20日以前に、保護者がツイッターによるいじめに気が付き、学校にツイッターのコピーを持参し、いじめについて善処を求めた。しかし、学校の調査、加害生徒への指導は全く不十分であり、むしろ、加害生徒を安心させ、せいぜいお互い様という感覚を持たせることになった。

　　　・学校作成の資料によれば、平成28年５月、加害生徒３名に対し、校長、教頭、学年主任、他教員1名の4名が指導した際、校長は、加害生徒たちに、実際にはいじめではないのにいじめ加害者として扱われたと解されるような話をし、また、ツイッターを削除するように発言したとある。この発言内容から加害生徒らが反省することはあり得ず、その内容は被害生徒、保護者の名誉を傷つけるものである。ツイッターの内容を見れば、お互い様とか濡れ衣のようなことにあたらない悪質で危険ないじめであることは明らかである。この校長の発言を受けて2名はアカウントを削除したが、1名はインターネット投稿によるいじめを継続した。

　　　・以上のような経過であるのに、加害生徒らは自らの行為をあまり悪いこととは考えておらず、現在でも、どっちもどっち的な考え方をしている。このような考えは現在でも教員の一部にも見られた。

　　　・以上のような学校の不適切な対応と加害生徒らの反省のなさは、一層被害生徒を傷つけ、保護者の不安、学校への不信感を増大させたものである。

　　　・なお、被害生徒は部活の悩みについて教員らに相談したと主張している。

　　　・平成27年６月22日より前に逐一の具体的ないじめ行為は特定できないものの、部員による集団的サボタージュや悪口、暴言、からかいなどによるいじめが存在し、それが平成27年６月22日以後の不登校のもっとも大きな原因であると推認できるだけでなく、平成27年11月16日以降の不登校にも影響を与えたものと推認される。

　　　・また、被害生徒は１年生の時もいじめを受け、教室内で罵倒されたと主張している。調査がその点まで及ばなかったのでいじめの認定はできなかったが、ＰＴＳＤにより教室に入れないと被害生徒が訴えており、それに沿う診断書も存在することを考えると、１年生時の教室内でのいじめの可能性を否定することはできない。

**第４　学校の対応の問題点**

**１　学校の対応の詳細**

**・**法については、当時の校長は在職期間中、教員に対して、指示事項の中の一つとしていじめについて言及したが、①いじめの定義が変わったこと、②校長のリーダーシップによる組織的な対応の必要性、③そのための管理職への報告、相談、連絡を徹底すること、の３点を説明するに留まっていた。また「重大事態」に関わる対応についても、報告の徹底にとどまっており、重大事態の内容や学校に求められている対応について教員全員に周知するような取り組みはできていなかった。

　　・平成27年５月、この当時、保護者は被害生徒の自殺を心配していた。担任は、被害生徒の保護者から「子どもが、頭が痛いと言っている」、「１年時の11月頃から体調が悪い」と電話があった。また、別の日にも保護者から「今朝も休みたいと言いましたが、送り出しました。遅れるかもしれませんが、よろしくお願いします」と連絡が入ったと述べている。しかし、実際には被害生徒は遅刻しなかった。そのため、担任は特に被害生徒に声掛けするなど対応はしていなかった。

　　・平成27年６月17日　被害生徒の保護者から電話があり、担任と養護教諭に被害生徒の状況について相談した。相談内容としては被害生徒が家で食事を摂らないということだった。その電話の際、被害生徒が去年の秋頃から体調が悪いと訴えだし、偏頭痛が続くため、脳神経外科、精神科を受診していることをも聞いた。教員らは、実際には特段の対応は取っていない。

　　・平成27年６月18日　担任はテスト終了後、前日の保護者からの電話を受けて、被害生徒と個別に話をした。被害生徒は、同教諭に部活の悩みについて相談したと述べている。

　　・平成27年６月19日午前中、被害生徒が保健室で過した。養護教諭によると被害生徒はその日初めて保健室に来た**。**

・平成27年６月30日　久しぶりの登校だったが、担任は個別に様子を尋ねる等の対応は取っていない。

　　・クラス替えについて、７月の時点では保護者の要望はなかったが学校行事前に特定の生徒と別のクラスにしてほしいと要望があった。

　　・平成27年10月９日学年教員が家庭訪問し、担任から欠時数が増えてきていることが伝えられた。被害生徒側は一方的に転校を指示されたと主張する。

　　・平成27年10月27日以降被害生徒側はこの当時いじめを訴えていたのに教員からことごとく聞いてもらえなかったと主張している。

　**２　学校のいじめ対策の基本的な問題点**

・法第五章「重大事態への対処」方法や平成28年３月の文部科学省通知「不登校重大事態に係る調査の指針」、またこの学校の「学校いじめ防止基本方針」についても、全教員に周知されておらず、教員に対する意識づけも不十分であった。また、生徒・保護者に対しても、学校のいじめ対策やいじめが起こった時の相談窓口の周知が出来ていなかった。

　　・学校のいじめ対策委員会は、本件いじめが発覚するまで開催した形跡はなく、いじめ対策委員会と参加メンバーがほとんど同じである関係者会議として実施しているので、同様の役割を果たしているものという認識の甘さがあった。このため、いじめに特化した会議ではなく、委員会の役割を果たすことが不十分だった。

　**３**いじめの認識が不十分で、いじめの徴候、本人からのＳＯＳに対応しなかった

　　・平成27年６月17日　保護者からの連絡を受けて、担任、学年、保健部で、「食事を摂らない」、「病院受診している」という情報を共有した。それに先立つ５月には、被害生徒の体調不良、登校渋りがあることは保護者が担任に事前に伝えていた。教員らは、特に問題ないと捉え、実際には特段の対応は取っていない。家庭と連携し、まずは生徒本人から話をよく聞き、教員が生徒に寄り添う姿勢を示すことで、何かあったときには頼りに出来るという安心感を生徒・保護者が抱く対応をする必要があった。学校として学年、教育相談へつなぐ、という組織的対応をすることになっていたが、教員が生徒の情報、状況を正しく認識できていなかった。実際には、部活内では、部員とうまくいかず、罵倒されていた。

　　・平成27年6月19日被害生徒は保健室に休養に来て養護教諭に相談していた。その際、スクールカウンセラーにも相談することを勧めて、部活の人間関係について、継続して相談できる体制があることを被害生徒に伝える必要があった。部活内でのいじめについて、今後どうすればいいかについて、一緒に考えてくれる人はいないかを被害生徒は探していた可能性がある。

　　・義務教育を外れた高校では、欠席すると単位が取れない、卒業できないとどうなってしまうのか、という悲痛な思いを保護者が抱くことは想像に難くない。保護者は孤立感、放り出された感じを受けた可能性がある。やはりここでも、一緒に考えていきましょう、という寄り添いのメッセージを保護者に伝えていくことが必要だった。

　　・夏合宿において、被害生徒が人間関係に問題があることを顧問自身、教育相談の会議で知っていたが、準備の段階では何も対応をしなかった。被害生徒は夏合宿の際、自分の疲労のため、途中退出を申し出たが、教員らはそれを無視したと主張している。顧問の教員らはそのような事実を述べていない。

　　・夏合宿で通常なら帰宅時の荷物は軽くなるはずなのに被害生徒は行きよりも10ｋｇも重い約30ｋｇの荷物を持ち帰った。大型機材は当委員会が計測したところ約10ｋｇあり、大型機材を持ち帰れば、荷物の重量が約10ｋｇ増加すると考えられる。体力を消耗しており、自分が大型機材を所持する役割でない被害生徒が自ら進んで、大型機材を持ち帰ると言い出すとは考えにくい。何らかの事情でしぶしぶ持ち帰ったと推認される。合宿に参加していた３名の教員の誰もが気付かないのは不自然な感を抱かざるを得ない。被害生徒を含む部員らの行動にあまり目配りをしていなかったと推認せざるを得ない。被害生徒にとってみれば、教員も助けてくれないと思い、無力感、絶望感に襲われたと推認される。一方、いじめを行ってきた部員は、教員はいじめに気が付かないとの自信を持ったと推認される。教員らの目配りは、あまりに不十分であったと言わざるを得ない。

　　・合宿後から登校日までの間、教員は誰も被害生徒に連絡をしていない。学校開始前に被害生徒の様子を確認し、困っていることや心配はないかを聞き取り、少しでも不安を軽減した状態で新学期を迎えることができるようにサポートする必要があった。

　**４**保護者からの訴えを真剣に受け止めていない

　　　被害生徒の保護者は被害生徒の心身の不調をしきりに教員に訴え、相談を持ち掛け、善処を求めている。保護者は、ツイッターのいじめについてのかなり重要な証拠というべきものを持参しているのに、その時点では重大事態として捉えていなかった（あるいは、重大な事態と認識し、それを重大と捉えたくないので無視しようとした可能性も否定できない）。保護者に対しては、加害生徒をしっかり指導すると言いながらも、むしろ加害生徒側の言い分の方に耳を傾けており、到底真剣に指導することはなく、いじめについての調査もかなりおざなりになってしまった。

　　　保護者からの訴えを真剣に受け止め、学校における被害生徒の行動、被害生徒に対する周りの生徒の行動を注意深く観察することをしていなかった。第2期不登校中、保護者が、ツイッターのいじめについてのかなり重要な証拠というべきものを持参しているのに、学校は、その時点では重大事態として捉えなかった。

　**５**どっちもどっちという指導

　　　保護者からのいじめの訴えを受けて学校は、双方に問題があるかのような対応を取った。教員から事情を聴かれた加害生徒の1名は平成27年11月に怒られたと受け止めていないと思われるツイッターを送っている。怒られないと判断した加害生徒らは、反省どころか、むしろ自己を正当化するようになっていく。学校作成の資料によれば、平成28年５月、加害生徒3名に対し、校長、教頭、学年主任、他教員1名の4名が指導した際、校長は、いじめではないのにいじめ加害者として扱われたと解されるような話をし、また、ツイッターを削除するように発言したとある。この発言内容からは**、**加害生徒らが反省することはあり得ず、その内容は、被害生徒、保護者の名誉を傷つけるものである。

　**６**有効な救済手段をとらず

　　　被害生徒にもっとも気の毒な事は、出席認定、単位取得に何らの配慮がされていなかったことである。学校への復帰を望んでいるが、家庭に引きこもっている生徒で学習意欲のある生徒について、学校外においても適切な学習活動を行わせることによって出席扱いをすることができるとする通知を文部科学省は発している（不登校児童生徒が自宅においてＩＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について－平成17年７月６日付け文部科学省初等中等教育局長通知）。学校の過失において、長期の欠席を余儀なくされている生徒に対し、そのような救済策を全く検討しなかったことは誠に冷酷というべきである。なお、府教育庁作成の課内の議論によれば、平成28年７月８日には「（自宅で）被害生徒に勉強を教えて単位認定する」などの意見もあったようであるが、それは被害生徒の保護者がいじめの存在を訴えた平成27年11月26日から７ヶ月以上もたち、留年の言い渡し （平成28年３月18日）から４ヶ月近く経過してからである。学校が、被害発覚後、被害生徒救済に真剣に取り組んだのか、はなはだ疑問である。いじめ事件が発生した場合、クラス替えはもちろんのこと、使用する階段、トイレ、登校時間、登校経路まで加害生徒に指定して、両者が顔を合わせないようにした高校の実例もあるのにそのようなことを検討した形跡はない。平成28年４月19日頃になって、学校はようやく適応指導教室や時間差登校、保健室登校などを持ち出している。加害生徒については、結局ほとんど指導らしい指導をせずに、被害生徒に適応指導教室や保健室登校を勧めても、被害生徒とその保護者にとっては全く承服できない。その上、それらの対策が提案された時期も既に平成28年3月には原級留置が言い渡されており、あまりに遅きに失したというべきである。

　　　これらの行為は、被害生徒の学習権の侵害にあたる。

**第５　提言**

**１　学校への提言**

　　(１)いじめ防止対策委員会を実効あるものに

　　　・本校基本方針によれば、いじめ対策委員会は年間計画に基づき、定期的に開催されているはずであるが、本事案に関しては、本会議の名を冠した会議は開催されていなかった。構成員がほぼ同じである校内連絡会議が開かれており、その会議でいじめに関する情報共有、対応についての話し合いがなされていたことで、いじめ対策委員会の役割を兼ねたものだという解釈がなされていた。いじめ対策委員会には、本校基本方針の「第１章　３（３）役割」として、学校いじめ防止基本方針の策定（ア）と見直し（ク）、教職員の資質向上のための校内研修（エ）、年間計画の企画と実施（オ）および進捗のチェック（カ）が明記されており、本校の教員が本会議の役割遂行について、充分に把握されていなかった。

　　　・今後は、いじめ対策委員会を中心に、いじめの未然防止や対応が行える体制を再構築して、生徒指導や人権推進の委員会など他の委員会とも連携を密にして、学校のいじめ防止基本方針の遂行やＰＤＣＡサイクルの確立が大切である。

　　(２)生徒理解、いじめについての理解を深め、一人一人を大切に

　　　・本事案においては、具体的な解決策を一緒に考える、寄り添う姿勢に欠けていた。

　　　・今後は、生徒理解のために、じっくりと生徒の話を聞く時間に加え、ホームルームなど様々な場面を活用し、生徒との信頼関係を築くことが大切である。また、授業などで関わりのない教員へも相談できる機会や相談内容に応じてスクールカウンセラーなどを含む適切な相談窓口のアナウンスを定期的にするなど、いつでも手を差し出す準備があることを示しておくことが必要である。このように困りごとを抱える生徒が、孤独にならずに、一緒に考えてくれる存在があることを伝える必要がある。学校の生徒集団やいじめの構造の理解するために、従来のいじめのある集団の4層構造という分析の他に、様々なとらえ方がある。スクールカーストという用語が、しばしば使用される。ところが、現在の生徒集団にはコミュニケーション能力の高さによって、集団内での人気、発言力に非常に差ができて、その差によって階層が成立し、階層間では交流が非常に少なくなることが指摘され、その階層差が歴然としていると言われる。単なる力の差ではなく、人気のヒエラルキーによって階層が決まるので、上位にいるものでも、グループ内で人気が得られるように意識して行動することになる。この分析は従来の４層構造説を否定するものではなく、コミュニケーション能力に着目した点、中高生のいじめの構造を理解する点で有用なものである。教員は各クラス、各学年で、常に以上のような状況がないかを確認し、一人でも、居場所のない生徒を作らぬよう努めねばならない。本件の部活集団内でスクールカーストが成立していたと断言できるまでの調査が完了したわけではないが、そのような階層差が生じていた可能性はかなり高い。階層差というものは、「上流〇〇」とか「下層△△」とかの用語が大人社会でもしばしば使用されており、職場におけるパワハラも大きな社会問題になっていることを考えると、子どもの社会には階層差が生じないと考えることはできない。

　　(３)保護者との十分な連携

　　　・学校は、保護者への情報開示を行う必要があり、ホームページだけでなく、学校公開、参観日の設定など保護者が学校に来て生徒たちの状況を見ることが可能な機会をより多く作り、普段から教員と保護者で話ができる機会を作る必要がある。

　**２　教育委員会及び学校への提言（多様性を認め子どもの権利、個人の尊厳を尊重する教育）**

　　・我が国の場合、生徒間の同調圧力が極めて強く、異質な者を排除しようとする傾向が著しい。また、スマートフォン等の普及や少子化などから子どもらのコミュニケーション能力の低下が懸念されており、このような状況が生徒間のトラブルを発生しやすくし、生徒自身によるトラブルの解決を困難にしており、いじめに発展したときの被害生徒の孤立化を深刻にしている。

　　・このため、生徒間で互いの異なった個性を認め合い、互いの人間性、人間の尊厳を尊重する教育が必要である。日ごろから互いを尊重する集団作りを行い、一旦いじめを発見した時は、徹底的に被害生徒を保護する一方、粘り強く加害生徒を指導する努力が必要である。

　**３　原審議会における調査体制の改善**

　　・原審議会（弁護士など６名の委員）における関係者の事情聴取は、ほとんど専門委員（委員のうちの臨床心理士１名と委員外の弁護士１名）によってなされ、また報告書のたたき台は専門委員会で作成され、それを原審議会が議論し決定するシステムがとられていた。

　　・原審議会の委員のうち、直接に関係者から話を聞いているのは専門委員となった臨床心理士のみであり、事実調査のプロである弁護士委員のほとんどが直接の聴取に参加していないことは、事実の正確な把握を行いうるのか疑問を抱かれる。

　　・全ての原審議会委員が、弁護士委員を中心にして手分けをして直接関係者から事情聴取するシステムに変更すべきである。

　　・前述のように専門委員会は臨床心理士と原委員会委員とは別の弁護士の２名で構成されたようであるが、２０回も行われた専門委員会には、毎回、教育庁の職員２名が加わっており、教育庁側の意見により専門委員会の意見の方向性が影響されるのではないかとの疑念を抱かれるおそれがある。

　**４　子どもの権利を守る専門機関**

　　・子どもの権利を守る専門機関として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの制度が関連の制度として考えられるが、いずれも、校長監督の下で活動するため、完全な子どものための第三者機関と言えるか難しさがある。

　　・神奈川県川崎市や兵庫県川西市等が採用しているオンブスパーソンの設立など、検討することが望まれる。

**５　結び**

子どものいじめ問題は子どもの社会の病理と言えるが、それは大人の社会の病理の反映とも言いうる。学校だけが、一般社会の病理に影響されない別天地となることは容易ではない。教員間のいじめが大きく報道されているにつけてもその感を強くする。大人の社会にはびこっている根深い差別、人権侵害を放置して子どもの世界のみ天国にしようとしても、実現は難しい。それなのに、いじめの「加害者」とされる子どもを厳罰にして、いじめの問題の解決をはかるのは、事の本質を見誤るのではなかろうか。もちろん、いじめの「加害者」に反省を促すのは当然としても、それは厳罰による威嚇ではなく、粘り強い指導とクラスや部活の集団の在り方を変えていくことによってのみなされる。

　　　教員に対する指導も同様に考えるべきであろう。責任の所在を明らかにすることは必要であろうが、責任者を処罰して事足りるとするのではなく、学校での教員集団の在り方も検討されるべきである。教員集団自体が互いを尊重するという民主的な集団となり、全員で一体となって、被害生徒を保護し、生徒集団の在り方を変えていかねばならない。

　　　なお、本報告書において、委員1名からの意見を少数意見として記載した。

**【巻末資料Ⅰ　委員会委員等名簿】**

1. 委員会　委員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職 | 氏名 | 所属 |
| 委員長 | 野口　善國 | 兵庫県弁護士会　弁護士 |
| 副委員長 | 松浦　由加子 | 京都弁護士会　弁護士 |
| 委員 | 芳田　眞佐美 | 京都府臨床心理士会　臨床心理士 |

1. 委員会　専門委員

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 所属 |
| 野田　健人 | 兵庫県弁護士会　弁護士 |
| 和田　浩 | 京都弁護士会　弁護士 |

**【巻末資料Ⅱ　委員会の活動経過】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 開　催　日 | 場　所 | 内　　容 |
| 第１回 | 平成31年２月４日（月） | 大阪府庁本館 | ・委員長、副委員長の選任・被害生徒及び保護者からの聴き取り　　 |
| 第２回 | ２月21日（木） | 大阪赤十字会館 | ・アンケート及び聴き取りの対象、時期、回数などを協議 |
| 第３回 | ３月６日（水） | 大阪赤十字会館 | ・有識者からの意見聴取事項及びアンケート様式などを協議 |
| 第４回 | ３月19日（火） | 國民會館 | ・有識者からの意見聴取・調査方針等について協議 |
| 第５回 | ４月８日（月） | 大阪府庁旧議会会館 | ・被害生徒保護者２名及び代理人弁護士からの聴き取り・部活動で使用した物品の調査 |
| 第６回 | ４月18日（木） | 非公開 | ・合宿で被害生徒が使用していた物品についての見分・計量 |
| 第７回 | 令和元年５月８日（水） | 大阪赤十字会館 | ・保護者からの聴き取り |
| 第８回 | ５月20日（月） | 國民會館 | ・教員２名からの聴き取り |
| 第９回 | ５月28日（火） | 大阪赤十字会館 | ・教員２名からの聴き取り |
| 第10回 | ６月10日（月） | 大阪府庁旧議会会館 | ・教員２名からの聴き取り |
| 第11回 | ６月19日（水） | 大阪府庁別館 | ・卒業生１名からの聴き取り |
| 第12回 | ６月25日（火） | 大阪府庁旧議会会館 | ・教員１名からの聴き取り |
| 第13回 | ７月５日（金） | 大阪赤十字会館 | ・教員１名及び卒業生１名からの聴き取り |
| 第14回 | ７月10日（水） | 大阪府庁旧議会会館 | ・調査の進め方等についての協議 |
| 第15回 | ７月22日（月） | 大阪赤十字会館 | ・教員２名からの聴き取り |
| 第16回 | ８月８日（木） | 大阪府庁旧議会会館 | ・卒業生１名からの聴き取り |
| 第17回 | ８月20日（火） | 大阪赤十字会館 | ・報告書案について協議 |
| 第18回 | ８月29日（木） | 大阪府庁別館 | ・被害生徒在学当時の校長からの聴き取り・報告書案に関する事実認定のための立証の程度等について協議 |
| 第19回 | ９月５日（木） | 非公開 | ・被害生徒及び保護者からの聴き取り |
| 第20回 | ９月12日（木） | 大阪府庁別館 | ・大阪府立学校いじめ防止対策審議会委員等からの聴き取り・報告書案についての協議 |

|  |
| --- |
| **【巻末資料Ⅱ　委員会の活動経過】** |
|  | 開　催　日 | 場　所 | 内　　容 |
| 第21回 | ９月20日（金） | 大阪赤十字会館 | ・報告書案に関するいじめの存否・内容等について協議 |
| 第22回 | 10月17日（木） | 大阪府庁別館 | ・報告書案に関するいじめの事実認定について協議 |
| 第23回 | 10月23日（水） | 國民會館 | ・報告書案に関するいじめの事実認定について協議 |
| 第24回 | 11月13日（水） | 大阪府庁旧議会会館 | ・報告書案に関する方針の議決 |
| 第25回 | 11月29日（金） | 大阪府庁別館 | ・報告書案についての協議 |
| 第26回 | 12月13日（金） | 大阪府庁別館 | ・報告書案についての協議 |
| 第27回 | 12月19日（木） | 大阪府庁別館 | ・報告書案についての協議 |
| 第28回 | 12月26日（木） | 大阪府庁別館 | ・報告書案についての協議 |
| 第29回 | 令和2年１月24日（金） | 大阪府庁別館 | ・報告書案についての協議 |
| 第30回 | ３月31日(火) | 國民會館 | ・報告書案についての協議 |
| 第31回 | ６月19日(金) | 大阪府庁新別館 | ・報告書案についての協議 |
| 第32回 | ７月３日(金) | 大阪赤十字会館 | ・報告書案についての協議 |
| 第33回 | 11月30日(月) | 大阪府庁別館 | ・報告書案についての協議 |
| 第34回 | ３月26日（金） | 大阪府庁新別館 | ・報告書の答申 |